

## 不妊治療助成事業について

鹿屋保健所 電話0994-43-3121  
 本庁保健福祉課 (保健衛生係)  
 電話0994-22-3044

鹿児島県におきましては平成16年8月から、医療保険が適応されず高額の医療費がかかる体外受精と顕微授精の治療を受けた夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する「不妊治療費助成事業」を実施しています。助成事業の概要は、左記のとおりです。

詳細については、鹿屋保健所までお問い合わせください。

### 【事業の概要】 事業実施主体

鹿児島県（鹿児島市を除く県内全域を対象として実施）

### 対象治療法

体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）  
 （県が指定する指定医療機関で行われた治療に限る。）

### 助成対象者

鹿児島県内（鹿児島市を除く）に住所（住所登録）を有し、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された、法律上の婚姻をしている夫婦

### 助成の内容

一組の夫婦に対し、一年度当たり10万円を限度に通算5年間助成

\*平成18年度より5年間になりました

### 所得制限

夫及び妻の前年の所得の合計金額が650万円未満  
 （所得の計算は児童手当法施行令を準用します。）

### 申請窓口

県内各保健所

### 申請期限

治療が終了した日の属する年度内（3月31日まで）

### 申請書類及び添付書類

- 不妊治療費助成事業申請書（各保健所に準備）
- 指定医療機関が発行する不妊治療費助成事業受診等証明書
- 指定医療機関が発行する不妊治療費領収書
- 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（住民票、戸籍謄本、外国人登録原票記載事項証明書、ほか）
- 夫婦それぞれの所得額を証明する書類（市町村の発行する所得証明書等・児童手当に準じた証明書）

### 助成金給付方法

申請書等の内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を本人口座に振込む。



## 神川キャンプ場 0994-22-1446

夕日が美しい海岸でキャンプを楽しめます。炊事棟、バーベキューセット（10卓）シャワー室なども完備されています。



## 花瀬バンガロー村

0994-25-3838

5人用10棟、20人用が1棟あり、バス、トイレ、キッチン、食器類、2段ベッド、寝具などが完備されています。



## 花瀬オートキャンプ場

0994-25-3838

車で横付けでき、各14サイトには、五右衛門風呂、炊事棟が完備されています。そのほか、遊具施設なども充実しています。